

令和5年度
病床機能転換推進事業補助金
募集要項

平成28年10月に策定した「兵庫県地域医療構想」の実現のため、過剰とされる病床から不足とされる病床への機能転換を促進し、病床機能分化・連携を進めていく必要があります。

本県では、医療介護推進基金（医療分）を活用し、県内の医療機関を対象に病床機能報告に基づく4つの病床機能のうち、回復期機能病床及び高度急性期機能病床への転換に必要な整備費を対象にその費用の一部を助成します。

つきましては、当該補助金を活用して、病床機能を転換する医療機関を募集します。

募集期間：令和5年12月15日（金）まで

令和5年5月
兵庫県

1 現状と課題

【病床機能の現状と課題】

病床機能	地域医療構想における現状と課題	病床機能報告	地域医療構想	差引
		R3 (最大使用病床)	R7 (必要病床)	R3-R7
高度急性期	・神戸、阪神南、中播磨を除いた圏域において不足となる見込	6,335	5,901	+ 434
急性期	・阪神南以外の圏域で過剰となる見込 ・在宅患者の急変時対応のため、急性期機能を一定以上維持する必要	21,485	18,257	+ 3,228
回復期	・いずれの圏域でも不足となる見込 ・在宅復帰に向けた回復期病床は、急性期病床や患者居住地近くにあることが望ましい	8,700	16,532	▲ 7,832
慢性期	・神戸、東播磨、但馬以外の圏域で過剰となる見込 ・患者の受け皿としての在宅医療の充実が先決	12,718	11,765	+ 953
計		49,238	52,455	△ 3,217

【医療圏域別の状況】 ※地域医療構想 R7 必要病床数と R3 年度病床機能報告比較

	神戸	阪神		東播磨	北播磨	播磨姫路		但馬	丹波	淡路	計
		阪神南	阪神北			中播磨	西播磨				
高度急性期	+ 84	+ 1,092	▲ 319	▲ 312	▲ 186	+ 324	▲ 80	▲ 109	▲ 46	▲ 14	+ 434
急性期	+ 555	▲ 715	+ 798	+ 1,020	+ 352	+ 199	+ 423	+ 158	+ 260	+ 178	+ 3,228
回復期	▲ 2,375	▲ 1,485	▲ 761	▲ 1,204	▲ 256	▲ 937	▲ 331	▲ 186	▲ 116	▲ 181	▲ 7,832
慢性期	△ 139	+ 511	+ 11	△ 89	+ 128	+ 193	+ 134	▲ 70	+ 94	+ 180	+ 953
差引 計	▲ 1,875	▲ 597	▲ 271	▲ 585	+ 38	▲ 221	+ 146	▲ 207	+ 192	+ 163	▲ 3,217

【今後の病床機能分化の推移と目標 (R3年→R7年)】

(1) 過剰とされる急性期病床等から不足する回復期病床への転換

- 今後3年で必要とされる回復期病床 16,532床の達成には、+7,832床 (+2,610床/年)

地域医療構想の達成には今後3年で、約2,610床/年の回復期への転換が必要

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
回復期病床	6,203	6,991	7,893	8,880	9,312	8,700				16,532
										+7,832床 (+2,610床/年)

現状から目標値までを要転換病床数を3ヶ年割り

(2) 不足する高度急性期病床への転換

- 圏域によって差があるものの、不足とされる地域が存在
- 隣接する圏域の病床を利用することも考えられるが、全県的に不足

各圏域の課題として特に必要な高度急性期機能を果たす病床数の確保が必要

2 補助事業の内容

圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえて、以下の要件を満たす事業を病床機能転換に資する施設整備事業として、補助を実施する。

■ 補助要件

(1) 回復期病床施設整備

前提：前年度(令和4年)の病床機能報告(許可病床のうち休棟中を除いた病床数)において、急性期又は慢性期であること

回復期への転換後の要件	
①	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有し、在宅復帰率6割以上(入院後180日以内)
②	転換整備後、10年間は当該機能を維持
③	「 新增改築 」及び「 改修 」の場合は、上記に加え以下の要件(医療法基準)を追加
ア	1人当たりの室面積：6.4㎡以上
イ	病棟の廊下幅
	：片側のみ居室がある場合 1.8m以上
	両側に居室がある場合 2.7m以上

※医療法第7条第2項4号に規定する療養病床にあつては、医療療養病床(医療保険財源)であるものに限って対象とする。(介護療養病床は、対象外)

※診療報酬上の施設基準の「地域包括ケア病床(病棟)」の届出をしている病床(病棟)の建物整備については、当該補助制度上においては、補助対象外とする。

(2) 高度急性期病床施設整備

前提：前年度(令和4年)の病床機能報告(許可病床のうち休棟中を除いた病床数)において、急性期であること

高度急性期への転換後の要件	
(1)の②・③アの基準に加えて	
○ 集中治療病床等の整備	
(ただし、以下に掲げる国庫補助金の対象となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備は対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制施設整備交付金<建物> ・医療提供体制推進事業費補助金<医療機器や設備整備>)	

※高度急性期へ機能転換する場合、診療報酬上の施設基準の「地域包括ケア病床(病棟)」の届出をしている病床(病棟)は、補助対象となる。

■ 補助対象となる整備の区分

整備区分	整備の方法
新增改築	従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合等や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、及び従前の建物の躯体工事におよぶ内部改修を行う場合
改修	従前の建物の躯体工事におよばない内部改修を実施する場合
改装※ (回復期のみ)	既存の建物の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装によって病床の機能転換を行う場合
医療機器※	病床機能転換に資する医療機器等設備の整備を行う場合 ただし、国庫補助対象を除く(救急、小児・周産期医療にかかる医療機器等)

※「新增改築」には、従前の建物の除却費用も補助対象経費に含む

※「改装」は、「改修」、「新增改築」との併用は不可

※「医療機器」は、上記3区分との併用も可

■補助基準単価及び補助率

以下の区分に沿った環境改善や施設整備の事業に要する経費の1/2を補助する。

ただし、補助基準単価に転換病床数を乗じた額の1/2を上限とする。

区分	補助基準単価	補助対象
新增改築	<p>補助基準単価 1床あたり9,000千円</p> <p>従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合等や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、及び従前の建物の躯体工事におよぶ内部改修を行う場合</p>	<p>病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等</p>
改修	<p>補助基準単価 1床あたり3,910千円</p> <p>回復期・高度急性期病床の整備について、従前建物の躯体工事におよばない内部改修を実施する場合</p> <p><回復期病床> 病床面積や廊下幅を確保するために必要な病棟の整備 ・病室の内壁の位置変更、病室レイアウト変更、バリアフリー化、機能訓練室拡充 ・自立化できる患者増に対応したトイレや浴室の施設改修 等</p> <p><高度急性期病床> 急性期の患者に対して、診療密度が特に高い医療を提供する病棟の整備 ・ICU、HCU等の整備として、24時間監視、無菌・減圧対応、手術室からの動線などを考慮した病床への整備</p>	<p>※「新增改築」については、従前建物の除却費用</p>
改装	<p>補助基準単価 1床あたり200千円 (想定される整備モデルより積算)</p> <p>患者のADL(日常生活動作)向上や在宅復帰に向けた医療等の提供の中で回復を促す環境整備 ・患者のプライベート空間づくりに配慮した仕切りや棚、什器備品等の整備</p>	<p>仕切り棚、パーテーション、車椅子対応テーブル、徘徊監視カメラ等</p>
医療機器	<p><回復期病床> 補助基準単価 1施設あたり10,800千円</p> <p>回復期リハビリテーションを実施に必要な医療機器及び器具 (ただし、1品あたりの単価が100千円以上のものに限る。)</p> <p><高度急性期病床> 補助基準単価 1施設あたり22,000千円</p> <p>高度急性期病棟の整備に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器</p>	<p><回復期病床> 歩行補助具、訓練マット、呼吸等バイタル検査器等</p> <p><高度急性期病床> 救急蘇生装置(人工呼吸装置等)、呼吸循環監視装置等</p>

なお、次に掲げる費用は対象経費から除くものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

■補助病床数上限： 最大50床/1医療機関

■補助事業の対象期間：

原則として、補助金の交付決定の日から令和6年3月31日までの間
(工期完了が年度末を過ぎ、事業年度が2カ年以上となる場合など、補助対象期間内に事業が完了しない場合は、その旨を事前にお知らせください)

3 補助事業実施に係る留意事項

(地域医療構想との関係)

- 1 補助事業者が、補助金申請書に添付する整備計画は、予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければなりません。(医療機関からの事前協議書の提出を受け、県医務課が意見聴取を実施)

(補助金交付の必要条件)

- 2 当該補助事業は、地域医療構想の実現のため、該当する医療機関が所在する医療圏域の病床機能の状況を勘案した病床機能転換を実施することが、補助金交付の必要条件となります。
補助金交付決定後、施設整備を行ったものの、その支援の前提となる病床機能転換が実施されない場合は、補助金交付はできません。

(事業着手とスケジュール)

- 3 事業(工事)着手は、原則として、補助金の交付決定の日からとなります。また、補助事業の(対象工事)令和6年3月31日までに完了しなければなりません。
なお、補助対象事業が2年以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて、交付することができます。(ただし、予算措置手続き等のため、事業計画書提出時に予めその旨を担当に申し出てください。)
また、やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要があります。

(交付決定に付する条件)

- 4 病床機能転換(整備)後の病床機能を10年間維持しなければなりません。(なお、維持ができない場合は、その理由を圏域地域医療構想調整会議へ報告することとし、やむを得ないと認められない場合は、交付した補助金の返還を求めることがあります。)
また、上記を確認するため、補助金交付後、毎年7月1日時点の補助対象病床の運用状況を知事に報告する必要があります。

(他の補助事業との重複)

- 5 この補助金と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けることのできるものは、この補助金を受けることができません。

(補助金の適正な執行)

- 6 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(例：鉄筋コンクリート造の病院は39年)を経過するまで、保管しておかなければなりません。
- 7 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、6の規定で定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用、譲

渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行えません。また、本事業により整備する施設設備及び機器は、上記6の規定の期間内は、医療介護推進基金（地域医療介護総合確保基金）を活用した整備等を実施することができません。

8 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号）の各事項を遵守しなければなりません。

9 事業の実施に際し、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。

4 申請手続き

（事前相談及び協議）

当該補助金の申請の前に、兵庫県地域医療構想の趣旨に合致しているか、事前協議を行うこととしています。

① この補助金の活用を希望する場合は、「保健医療部補助金交付要綱」の別表「病床機能転換推進事業」に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前協議書」を後頁記載の「事前相談・協議窓口」に提出してください。

なお、手続きを円滑に進めるため、予め電話等で予約のうえ、事前相談を進めてください。

事前協議書

- ・事前協議依頼文
- ・（様式1-1）事業計画書
- ・（様式1-2）事業計画書（整備費内訳）

⇒ 上記様式は、[兵庫県のホームページ](#)からダウンロードできます。（記載例あり）

兵庫県>ホーム>暮らし・教育>健康・福祉>医療・保健衛生>令和5年度 病床機能転換推進事業の募集

② 当該医療機関の事業計画について、県医務課は、補助金の申請前に、医療機関が所在する医療圏域の病床機能の状況（統合する前の圏域の状況を含む）を「圏域地域医療構想調整会議」の意見を踏まえ、県内の事業計画をまとめて、兵庫県医療審議会に諮ります。

必要に応じて、「圏域地域医療構想調整会議」の場での説明をお願いします。

（補助金申請）

③ 上記②の結果を踏まえ、県医務課より、補助金申請について連絡しますので、それにより補助金申請に進みます。

補助金申請に係る手続きは、「兵庫県保健医療部補助金交付要綱」により、進めていきます。

⇒ 上記交付要綱は、[兵庫県のホームページ](#)に掲載しています。

兵庫県>ホーム>暮らし・教育>健康・福祉>医療・保健衛生>令和5年度 病床機能転換推進事業、医療機関再編統合等
支援事業の募集

＜参考＞ 補助金申請及び実績報告の流れ

- ・募集は通年で実施。圏域地域医療構想調整会議、医療審議会計画部会（年2～3回実施）の意見を踏まえたうえで、県医務課へ交付申請し、交付決定後に事業を実施。

（令和5年度）

